

資料一2

府中市地域防災計画の一部修正について

府中市防災会議

府中市中央防災センターの業務開始に伴う府中市地域防災計画の
一部修正について

1 趣旨

平成22年8月から業務開始となる、府中市中央防災センター（以下「中央防災センター」という。）に環境安全部防災課が移転することに伴い、府中市地域防災計画の関連項目及び初動態勢等を一部修正するものです。

2 主な修正概要及び修正項目

(1) 市災害対策本部長室の設置を市庁舎から中央防災センターに変更した。

震災編 第2部第1章・第4章 (別紙1ページ)

第3部第1章 (別紙3ページ)

風水害編 第2部第4章 (別紙11ページ)

(2) 中央防災センター・府中消防署の一体的運用による、市・消防署・消防団の連携強化について追加した。

震災編 第2部第3章 (別紙1ページ)

(3) 消防団本部室を中央防災センターに設置した。

震災編 第2部第3章・第4章 (別紙1ページ)

風水害編 第2部第4章 (別紙11ページ)

(4) 中央防災センター及び水防防災ステーション等の応急活動拠点の整備に関する章を追加した。

震災編 第2部第4章 (別紙1ページ)

風水害編 第2部第4章 (別紙11ページ)

(5) 自主防災組織の強化として、公会堂・集会所等に活動用の救助資器材を配備したことを追加した。

震災編 第2部第5章 (別紙2ページ)

(6) 災害対策本部長室の予備施設として水防防災ステーションを追加した。

震災編 第3部第1章 (別紙3ページ)

(7) 現地指揮本部として水防防災ステーションを追加した。

風水害編 第3部第1章 (別紙14ページ)

(8) 風水害の初動態勢である応急対策室の態勢を、情報連絡態勢及び警戒態勢に修正した。

風水害編 第3部第1章 (別紙12ページ)

- (9) 震災時と水防の非常配備態勢の種別を共通4段階に修正した。
- | | | |
|------|--------|------------|
| 震災編 | 第3部第1章 | (別紙3～4ページ) |
| 風水害編 | 第3部第1章 | (別紙12ページ) |
- (10) 非常配備態勢に本部応援員を追加した。
- | | | |
|------|--------|-----------|
| 震災編 | 第3部第1章 | (別紙3ページ) |
| 風水害編 | 第3部第1章 | (別紙13ページ) |
- (11) 震災時特別非常配備態勢は、災害対策本部体制が整い次第、非常配備態勢に移行することに修正した。
- | | | |
|-----|--------|----------|
| 震災編 | 第3部第1章 | (別紙5ページ) |
|-----|--------|----------|
- (12) 震災時特別非常配備態勢に本部応援員を追加した。
- | | | |
|-----|--------|------------|
| 震災編 | 第3部第1章 | (別紙4～5ページ) |
|-----|--------|------------|
- (13) 通信施設等の整備に伴い、新たに導入したシステムを追加した。
- ア 防災行政無線の移動系に、デジタルMCA無線を追加した。
 - イ 消防団の招集システムを、緊急連絡システムからメール配信システムに変更した。
 - ウ 市本部員の携帯電話による緊急参集システムを追加した。
 - エ 全国瞬時警報システムの導入について
- | | | |
|------|--------|--------------|
| 震災編 | 第3部第2章 | (別紙6～7ページ) |
| 風水害編 | 第3部第2章 | (別紙16～17ページ) |
- (14) 東京都への被害状況の報告について、東京都災害情報システムにより行うことに変更した。
- | | | |
|------|--------|--------------|
| 震災編 | 第3部第2章 | (別紙7～8ページ) |
| 風水害編 | 第3部第2章 | (別紙17～18ページ) |

3 運用開始日

平成22年8月2日

府中市地域防災計画修正案 新旧対照表

頁	現行	修正案	修正理由
震災編 第2部 第1章 第3節 第2項 P26	3 防災公園の整備 安全で安心できる都市づくりを図るため、震災時等に地域住民の一時集合場所となり、 <u>市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置できない場合の</u> 予備施設となる防災拠点として、また、消防救護活動の拠点等として機能する水関連施設、情報関連施設、備蓄倉庫を備えた矢崎町防災公園を整備した。	3 防災公園の整備 安全で安心できる都市づくりを図るため、震災時等に地域住民の一時集合場所となり、市災害対策本部長室を中央防災センター内に設置できない場合の予備施設となる防災拠点として、また、消防救護活動の拠点等として機能する水関連施設、情報関連施設、備蓄倉庫を矢崎町防災公園に整備している。	本部長室の設置場所を中央防災センターに修正
震災編 第2部 第3章 第3節 第1項 P48	第1項 消防活動体制の整備強化 府中消防署では、1消防署、4消防出張所に <u>消防職員259名（平成19年10月1日現在）</u> を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、救急車等26台（非常用を含む）を配置して災害に備えている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、救助用資機(器)材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用する。 なお、平常の消防力を、地震時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種計画を樹立し、有事即応体制の確立を進めるとともに、 <u>第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、今後、中央防災センター（仮称）の整備により、</u> 市、府中消防署、消防団の連携をさらに強化し、消防力のさらなる充実を図る。	第1項 消防活動体制の整備強化 府中消防署では、1消防署、4消防出張所に <u>消防職員258名（平成22年4月1日現在）</u> を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、救急車等26台（非常用を含む）を配置して災害に備えている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、救助用資機(器)材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用する。 なお、平常の消防力を、地震時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種計画を樹立し、有事即応体制の確立を進めるとともに、 <u>府中消防署庁舎及び中央防災センターの一体的な運用により、</u> 市、府中消防署、消防団の連携をさらに強化し、消防力のさらなる充実を図る。	府中消防署・中央防災センター合築庁舎の整備に伴う修正
第2項 P48	第2項 消防団体制の強化 消防団は、18分団、団員420名と、ポンプ車18台、照明電源車2台、可搬ポンプ29台を備え、震災時、消防署隊と連携し、初期消火及び消防活動に従事するとともに応急救護等の住民指導を行っている。また平常時は、地域住民に対して、初期消火や応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。 このため、 <u>消防団活動の拠点である各分団の防災センターを整備充実</u> し、地域における防災活動の推進と震災時における消防団活動体制の充実強化を図る。	第2項 消防団体制の強化 消防団は、18分団、団員420名と、ポンプ車18台、照明電源車2台、可搬ポンプ29台を備え、震災時、消防署隊と連携し、初期消火及び消防活動に従事するとともに応急救護等の住民指導を行っている。また平常時は、地域住民に対して、初期消火や応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。 このため、 <u>中央防災センター内の消防団本部、市内各地の防災センターにおける消防団分団を消防団活動の拠点とし、</u> 地域における防災活動の推進と震災時における消防団活動体制の充実強化を図る。	中央防災センター整備に伴う修正
震災編 第2部 第4章 (新章)		第4章 応急活動拠点等の整備 第1節 活動庁舎等の整備 第1項 中央防災センターの整備 震災等の災害に対して二次災害の防止と被害の軽減を図る「災害対策の拠点施設」として、市災害対策本部の設置等の機能を有する中央防災センターを整備している。 1 中央防災センターの施設機能 (1) 地震に対する機能 ア 震度7に耐える免震構造 2 災害対策活動を実施するための対策 (1) 災害対策本部長室の設置 (2) 消防団本部室の設置 (3) 防災行政無線の設置 第2項 市庁舎の活用 市庁舎は、多数の職員が勤務しているため、災害時には重要な活動拠点になる。 1 本庁舎（東庁舎・西庁舎・北庁舎） 2 府中駅北第二庁舎 第3項 水防・防災ステーションの整備 災害時の支援物資等物流の拠点として、また、水害時の現地指揮本部の機能を有する施設として水防・防災ステーションを整備している。 第4項 防災拠点の整備 1 防災センター（消防団分団） 2 矢崎町防災公園会議室 3 その他施設 保健センター、給食センター	章の追加

<p>震災編 第2部 第4章 第3節 第2項 P62</p>	<p>第4章 防災行動力の向上 第3節 自主防災組織等の強化（環境安全部・府中消防署） 第2項 現況・事業計画 1 自主防災組織の充実 (2) 自主防災組織の活動環境の整備 自主防災組織が、発災時に効果的な活動を行うためには、活動に使用する資器材の配備や各種訓練等を行うための公園等の広場等の環境整備が必要である。このため、現在57か所に設置している自主防災組織用の資器材倉庫に加えて、防災活動拠点となる各文化センター等にも、活動用の救助資器材等の配備を進める。</p>	<p>第5章 防災行動力の向上 第3節 自主防災組織等の強化（環境安全部・府中消防署） 第2項 現況・事業計画 1 自主防災組織の充実 (2) 自主防災組織の活動環境の整備 自主防災組織が、発災時に効果的な活動を行うためには、活動に使用する資器材の配備や各種訓練等を行うための公園等の広場等の環境整備が必要である。このため、現在57か所に設置している自主防災組織用の資器材倉庫に加えて、平成21年度には防災活動拠点となる公会堂・集会所等にも、活動用の救助資器材等を配備している。</p>	<p>章番号の修正 整備に伴う修正</p>
<p>P65 P68 P70 P72</p>	<p>第5章 ボランティアとの連携 第6章 事業継続計画の策定 第7章 調査研究 第8章 災害応急対策用資器材の整備</p>	<p>第6章 ボランティアとの連携 第7章 事業継続計画の策定 第8章 調査研究 第9章 災害応急対策用資器材の整備</p>	<p>章番号の修正</p>

府中市地域防災計画修正案 新旧対照表

頁	現行	修正案	修正理由
震災編 第3部 第1章 第1節 第1項 P75	<p>第3部 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動態勢</p> <p>第1節 市災害対策本部の設置及び運営（各部）</p> <p>第1項 市災害対策本部設置及び廃止</p> <p>1 市災害対策本部の設置</p> <p>2 市本部設置の通知</p> <p>(1) 市長は市本部を設置したときは、環境安全部長を通じ、その旨を都知事及び、次に掲げるもののうち必要と認めた者に、市本部の設置を通知しなければならない。</p> <p>ア 本部員</p> <p>イ 都知事（総務局総合防災部防災対策課）</p> <p>ウ 警視庁府中警察署長</p> <p>エ 東京消防庁府中消防署長</p> <p>オ 府中市消防団長</p> <p>カ 関係防災機関の長又は代表者</p> <p>(2) 本部員は、上記2、(1)の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。</p> <p>(3) 広報課長は、市本部が設置されたときは、その旨を市民や報道機関に発表しなければならない。</p>	<p>第3部 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動態勢</p> <p>第1節 市災害対策本部の設置及び運営（各部）</p> <p>第1項 市災害対策本部設置及び廃止</p> <p>1 市災害対策本部の設置</p> <p>(4) 本部長室の設置場所は中央防災センターとする。</p> <p>2 市本部設置の通知</p> <p>(1) 市長は市本部を設置したときは、環境安全部長を通じ、次に掲げるもののうち必要と認めた者に、市本部の設置を通知しなければならない。</p> <p>ア 副本部長、本部員</p> <p>イ 都知事（総務局総合防災部防災対策課）</p> <p>ウ 警視庁府中警察署長</p> <p>エ 東京消防庁府中消防署長</p> <p>オ 府中市消防団長</p> <p>カ 関係防災機関の長又は代表者</p> <p>(2) 本部員は、上記2、(1)の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。</p> <p>(3) 政策総務部広報課長は、市本部が設置されたときは、その旨を市民や報道機関に発表しなければならない。</p>	<p>文言の修正</p> <p>中央防災センターの追加</p>
P76	<p>3 本部標示の掲出</p> <p>市本部が設置された場合は、市役所に「府中市災害対策本部」の標示を掲出する。</p>	<p>3 本部標示の掲出</p> <p>市本部が設置された場合は、設置場所に「府中市災害対策本部」の標示を掲出する。</p>	<p>文言の修正</p>
P76	<p>第5項 本部連絡員・本部派遣員</p> <p>2 環境安全部長は、本部長室と部相互間の連絡調整を推進するため、部長が部所属の職にあるもの者のうちから指名する。</p>	<p>第5項 本部連絡員・本部派遣員</p> <p>2 環境安全部長は、本部長室と部相互間の連絡調整を推進するため、部長が部所属の職にある者のうちから指名する。</p>	<p>文言の修正</p>
		<p>第6項 本部応援員</p> <p>1 市本部における環境安全部防災課の業務を支援するため、本部応援員を市職員の中から指名する。名簿は別に定める。</p> <p>2 本部応援員は、市において震度5弱以上の地震の発生を感知又は知ったときには、速やかに中央防災センターに出動し、所定の活動を行う。</p>	<p>中央防災センター移転に伴う初動要員の追加</p>
P77	<p>第6項 災害救助法の救助事務</p> <p>第7項 活動態勢</p> <p>5 市は、市庁舎が被災した場合等、市本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、矢崎町防災倉庫会議室を予備施設とする。</p>	<p>第7項 災害救助法の救助事務</p> <p>第8項 活動態勢</p> <p>5 市は、市庁舎が被災した場合等、市本部長室を中央防災センター内に設置できない場合に備え、矢崎町防災公園会議室、水防・防災ステーションを予備施設とする。</p>	<p>項番号の修正</p> <p>項番号の修正</p> <p>中央防災センター移転に伴う本部長室の修正</p>
震災編 第3部 第1章 第2節 第1項 P77	<p>第2節 市職員の初動態勢（各部）</p> <p>第1項 震災時非常配備態勢</p> <p>市長は、平日の勤務時間内において市の地域内で地震等の大規模な災害が発生、または発生する恐れがあると認めるときは、震災時非常配備態勢を発令する。</p> <p>1 震災時非常配備態勢</p>	<p>第2節 市職員の初動態勢（各部）</p> <p>第1項 震災時における非常配備態勢</p> <p>市長は、市の地域内で地震等の大規模な災害が発生、または発生する恐れがあると認めるときは、非常配備態勢を発令する。</p> <p>1 非常配備態勢</p>	<p>文言の修正</p>

震災編
第3部
第1章
第2節
第1項
P77

(1) 震災時第一非常配備態勢
ア 時期
 第一非常配備態勢は、市の地域において震度5弱以上の地震が発生または発生するおそれがあると認めた場合、及び災害の状況により本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。
イ 態勢
 市職員は、市の地域についての災害に直ちに対処できる態勢とする。
 (2) 震災時第二非常配備態勢
ア 時期
 第二非常配備態勢は、市の地域において震度6弱以上の地震が発生した場合、または災害その他の状況により、本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。
イ 態勢
 職員は身の安全を図り、揺れが収まった時点で活動を開始する。
 本部の全力をもって対処する態勢とする。

種別	発令時期	態勢
第一非常配備態勢	東海地震の判定会が招集されたとき。 災害その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢
第二非常配備態勢	東海地震の警戒宣言が発せられたとき。 局地的災害が発生したとき。 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	第一非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢。
第三非常配備態勢	震度5弱以上の地震が発生し、市の地域に災害が起きたとき。 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	市の地域の災害に直ちに対処できる態勢
第四非常配備態勢	震度6弱以上の地震が発生し、市の地域に災害が起きたとき。 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢

初動態勢の修正

P78

2 府中市消防団の活動
 3 関係機関の協力
 4 震災時非常配備態勢の特例
 5 動員表及び本部連絡員名簿
 非常配備態勢別の職員の動員表及び本部連絡員の名簿は別に定める。

2 非常配備態勢の特例
 3 府中市消防団の活動
 4 関係機関の協力
 5 職員の動員
 非常配備態勢別の職員の動員については別に定める。

項目の整理
文言の修正

第2項
P78

第2項 震災時特別非常配備態勢

1 任務

市長は、休日・夜間等の勤務時間外において市の区域内で地震等による突発的な災害が発生した場合は、本部の設置を待たずに、特別非常配備態勢をとり発災初期の事態に対応し、災害応急対策を迅速に実施する。

2 特別非常配備態勢の種別

(1) 第一次特別非常配備態勢

・職員構成：防災課員及び市内在住で1時間以内に所定の配備（本部運営要領に基づく配備）につける職員とし、名簿は別に定める。

・参集態勢：市において、震度5弱以上の地震の発生を感知又は知ったときには、初動班、及び防災課職員は速やかに出動し、所定の配備につく。

(2) 第二次特別非常配備態勢

・職員構成：全職員とする。

・参集態勢：市において、震度6弱以上の地震の発生を感知又は知ったときには、速やかに参集し、所定の配備につく。

(3) 初動班

・職員構成：第一次特別非常配備態勢職員の中から、市内及び近隣に在住する職員で、市長が指名したものを充てる。名簿は別に定める。

・出動態勢：市において、震度5弱以上の地震の発生を感知又は知ったときには、速やかに出動し、所定の活動を行う。

・活動内容：指定避難所の状況及び市街地の被災状況を確認し、市本部との連絡体制の確保、避難誘導、避難所の開設準備等を行う

第2項 特別非常配備態勢

1 任務

休日・夜間等の勤務時間外において市の区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、本部の設置を待たずに、第三非常配備態勢または第四非常配備態勢が自動発令されたものとし、発災初期の事態に対応し、災害応急対策を迅速に実施する。

なお、この災害対策本部が設置されるまでの間、災害に対処する態勢を特別非常配備態勢という。また、特別非常配備態勢は、災害対策本部態勢が整ったとき、災害対策本部組織による非常配備態勢に移行する。

2 特別非常配備態勢における初動要員

市長は、第三非常配備態勢職員の中から、市内及び近隣に在住する職員を初動要員として本部応援員、初動班に指名する。名簿は別に定める。

(1) 本部応援員

・出動態勢：市において、震度5弱以上の地震の発生を感知又は知ったときには、速やかに中央防災センターに出動し、所定の活動を行う。

・活動内容：市本部設置前における情報収集・伝達活動、市本部設置準備等を行う。

(2) 初動班

・出動態勢：市において、震度5弱以上の地震の発生を感知又は知ったときには、速やかに指定避難所に出動し、所定の活動を行う。

・活動内容：指定避難所の状況及び市街地の被災状況を確認し、市本部との連絡体制の確保、避難誘導、避難所の開設準備等を行う。

説明の修正

中央防災センター整備に伴う要員の追加

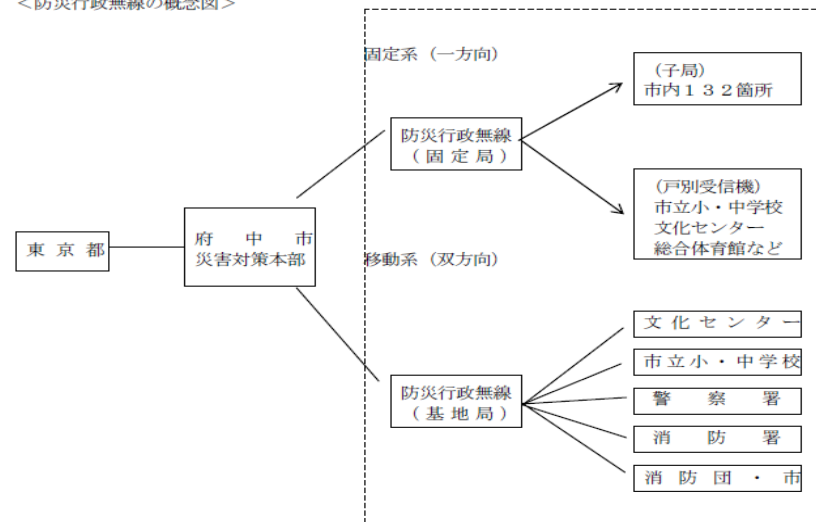
震災編
第3部
第2章
第1節
第2項
P81

第2章 情報の収集と伝達
第1節 情報連絡体制（環境安全部）
第2項 主な通信施設等の整備
1 防災行政無線
防災行政無線（電話・ファクシミリ・データ通信・画像通信）により市と都の通信連絡態勢を確立した。
市における各防災機関及び主要施設等との通信は防災行政無線を基幹としたものとなっている。（概念図参照）
なお、第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、現在、防災行政無線の改修を進めているところであり、平成25年度までに全機の改修を目指している。

<整備状況>

固定系 132基
なお、指定避難所となる小・中学校及び文化センター等には、防災行政無線戸別受信機を設置する。
移動系 制御器 14基 160基

<防災行政無線の概念図>

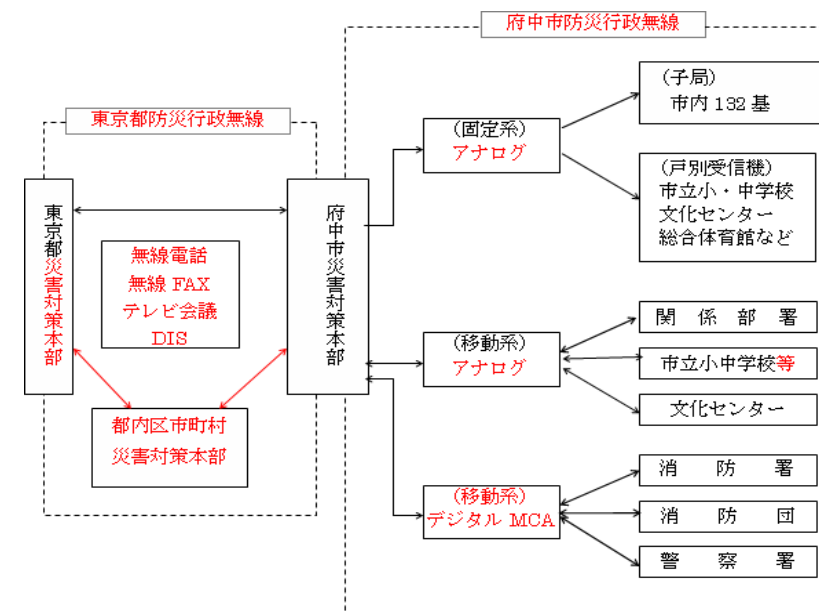


P82

第2章 情報の収集と伝達
第1節 情報連絡体制（環境安全部）
第2項 主な通信施設等の整備
1 防災行政無線
東京都防災行政無線（電話・ファクシミリ・データ通信・画像通信）により市と都及び都内区市町村との通信連絡態勢を確立している。
府中市防災行政無線は、固定系により避難所等市内各所への一斉放送体制を、移動系により市における各防災機関及び主要施設等との通信態勢を確立している。（概念図参照）
なお、第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、現在、防災行政無線固定系の改修を進めているところであり、平成25年度までに全機の改修を目指している。

<整備状況>

固定系 133基
なお、指定避難所となる小・中学校及び文化センター等には、防災行政無線戸別受信機を設置する。
移動系
アナログ 制御器 14基 移動局 160基
デジタルMCA 基地局 1局 移動局 49局



無線内容の修正

MCAの追加

概念図の修正

<p>震災編 第3部 第2章 第1節 第2項 P82</p>	<p><u>2 緊急連絡システム</u> 消防署から緊急時に発する指令によりサイレンを吹き鳴らす連絡網で、各18分団及び防災センターと直結する。また、緊急情報の内容をファックスにより各分団に通信するシステムとなっている。</p> <p><u>3 携帯電話等</u> 情報収集と伝達を確実なものとするためには、通信手段の多重化を進めていく必要があるため、携帯電話やインターネット等、様々な通信手段の導入整備を図る。 また、携帯電話被害情報システムの活用についても検討する。</p> <p>4 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入の検討 緊急地震速報等の情報を防災行政無線を自動起動し、市民に瞬時に伝達するシステム（J-ALERT）の導入について、現在行われている実証実験の結果を踏まえ、検討する。 ※緊急地震速報とは、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、衛星通信ネットワークを通じて可能な限り素早く知らせる情報のこと。</p>	<p>2 消防団メール配信システム 消防団員の安否確認や参集指令の伝達等を円滑にするため、携帯電話端末による緊急メール配信システムを導入している。</p> <p>3 緊急参集システム 市本部員等の安否確認や参集指令の伝達等を円滑にするため、携帯電話端末による緊急参集システムを導入している。</p> <p>4 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を導入し、緊急地震速報等の情報を防災行政無線で放送できるよう整備する。</p>	<p>緊急連絡システムの廃止及び消防団メール配信システムの導入による修正</p> <p>職員参集システムの導入による修正</p> <p>J-ALERT整備予定のための修正</p>
<p>第2節 第2項 P85</p>	<p>第2節 災害情報の収集と伝達 第2項 情報の収集と伝達 1 収集と伝達態勢 (1) 市における情報連絡 ア 市本部設置前の情報の収集と伝達態勢 特別非常配備態勢により被害情報の収集と伝達を行う。 イ 市本部設置後 非常配備態勢による市本部設置後は、市本部運営要領に定める本部連絡員が連絡責任者となる。各部の収集と伝達する情報は2のとおり。 市本部が設置された場合の情報受発センターは、<u>市役所1階市民談話室</u>に設ける部長室とし、各機関との情報連絡を行う。</p>	<p>第2節 災害情報の収集と伝達 第2項 情報の収集と伝達 1 収集と伝達態勢 (1) 市における情報連絡 ア 市本部設置前の情報の収集と伝達態勢 非常配備態勢及び特別非常配備態勢により被害情報の収集と伝達を行う。 イ 市本部設置後 市本部設置後は、市本部運営要領に定める本部連絡員が連絡責任者となる。各部の収集と伝達する情報は2のとおり。 市本部が設置された場合の情報受発センターは、<u>中央防災センター</u>に設け、各機関との情報連絡を行う。</p>	<p>文言の修正</p> <p>情報受発センターの設置場所を、市庁舎から中央防災センターに変更</p>
<p>第3節 第2項 P87</p>	<p>第3節 被害状況の調査報告 第2項 被害状況の調査報告 <被害状況の調査報告></p>	<p>第3節 被害状況の調査報告 第2項 被害状況の調査報告 <被害状況の調査報告></p>	

機関名	
市	<p>1 調査報告体制の整備 被害状況の迅速かつ的確な把握をするため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備する。 (1) 地域別及び被害の種別ごと等に、調査報告責任者をあらかじめ定めておく。 なお、自主防災組織等の協力体制の確保についても定めておく。</p> <p>(2) 調査用紙及び報告用紙の事前配布及び調査要領の作成周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。</p> <p>(3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。</p> <p>2 被害状況の報告 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで被害状況等について、都（都に報告できない場合にあつては、<u>内閣総理大臣</u>）に報告する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>国への連絡先 電話 03-5574-0119 (FAX03-5574-0190) 消防防災無線 6060 (FAX6069) 地域衛星通信ネットワーク T N-048-500-6060 (FAX T N-048-500-6069)</p> </div> <p>報告すべき事項 (1) 災害の原因 (2) 災害が発生した日時 (3) 災害が発生した場所又は地域 (4) 被害状況 ア 人的被害に関する事項 イ 住家の被害に関する事項 ウ 非住家の被害に関する事項 エ 田畑の被害に関する事項 オ その他被害に関する事項 カ リ災者に関する事項 キ 被害額に関する事項 (5) 災害対策及び災害応急対策について、既にとった措置及び今後とろうとする措置 (6) 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類</p>

第5項
P88

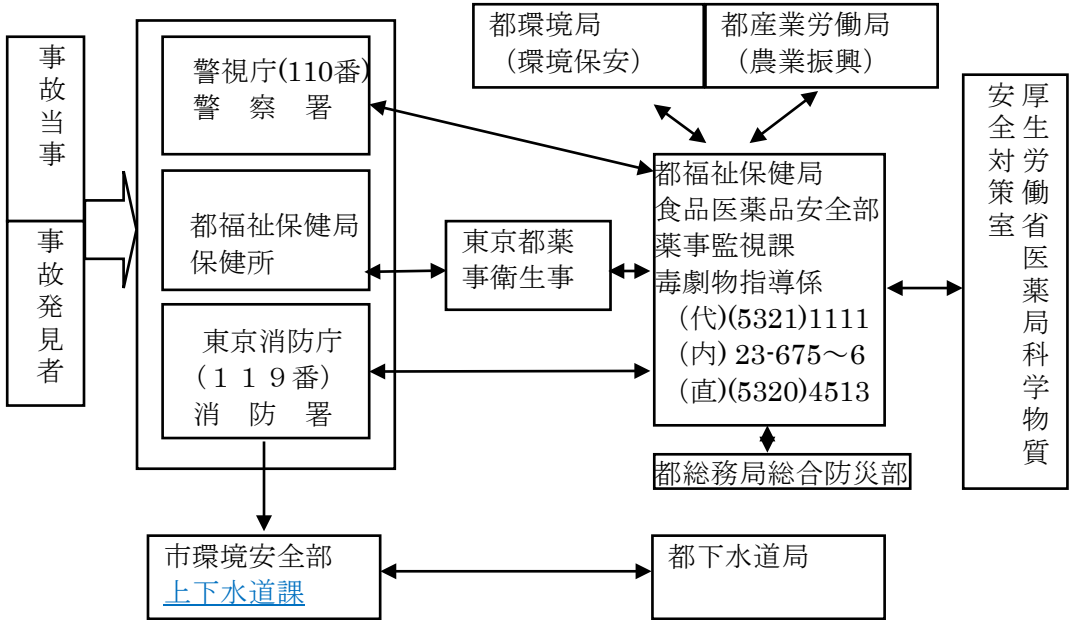
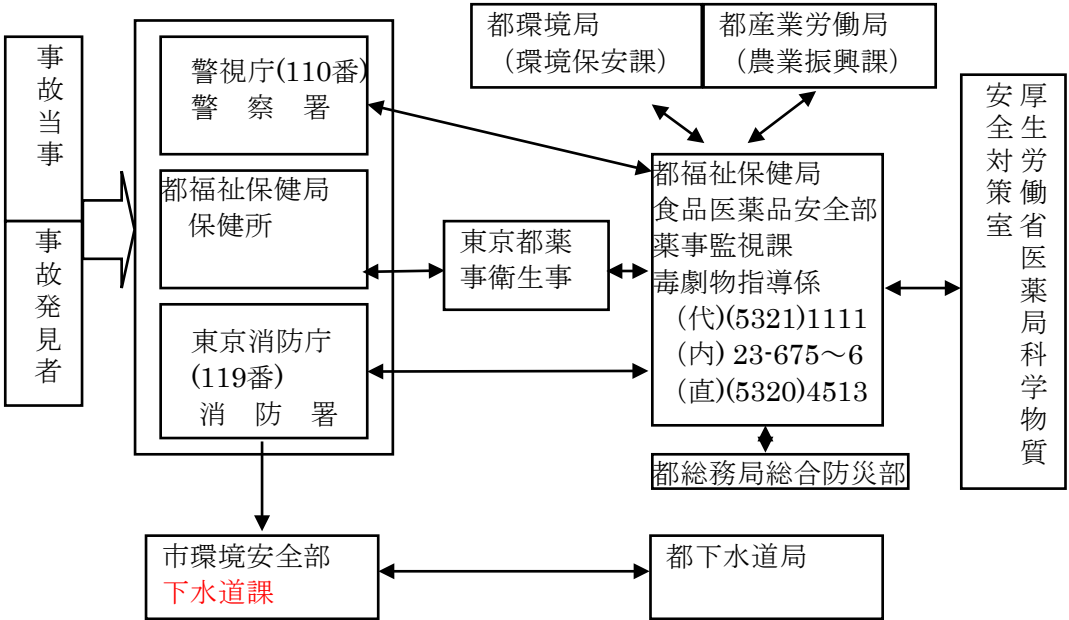
第5項 府中消防署における災害時の通信連絡事務
1 市本部との連絡
市役所と府中消防署間は、加入電話・市防災行政無線の途絶に備え、連絡員を派遣し、その者が携行する携帯型移動無線による通信を確保する。

機関名	
市	<p>1 調査報告体制の整備 被害状況の迅速かつ的確な把握をするため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備する。 (1) 地域別及び被害の種別ごと等に、調査報告責任者をあらかじめ定めておく。 なお、自主防災組織等の協力体制の確保についても定めておく。</p> <p>(2) 調査用紙及び報告用紙の事前配布及び調査要領の作成周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。</p> <p>(3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。</p> <p>2 被害状況の報告 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで被害状況等について、都（都に報告できない場合にあつては、<u>総務省消防庁</u>）に報告する。</p> <p>報告様式は、<u>火災・災害等即報要領（総務省消防庁通知）</u>による。都への報告は原則東京都災害情報システム（DIS）を通じて行う。</p>

第5項 府中消防署における災害時の通信連絡事務
1 市本部との連絡
市本部と府中消防署間は、中央防災センターを通じて情報伝達を行う。

報告先の修正
報告をDISによるものと明記

通信手段の電話・無線を削除（市本部と署が合築になるため）

<p>震災編 第3部 第2章 第4節 第3項 P90</p>	<p>第3項 報道機関への情報提供 1 市本部 (1) 報道機関への情報提供は、府中市政記者クラブにおいて市本部長又は広報課長が、被害状況及び対応策等について会見を行う。</p>	<p>第3項 報道機関への情報提供 1 市本部 (1) 報道機関への情報提供は、府中市政記者クラブ又は中央防災センターにおいて市本部長又は広報課長が、被害状況及び対応策等について会見を行う。</p>	<p>文言の修正</p>
<p>震災編 第3部 第7章 第2節 第4項 P115</p>	<p>第2章 消防・危険物対策 第2節 危険物・有毒物質取扱い施設等の応急措置（府中消防署・府中警察署） 第4項 毒物・劇物取扱い施設の応急措置</p> 	<p>第2章 消防・危険物対策 第2節 危険物・有毒物質取扱い施設等の応急措置（府中消防署・府中警察署） 第4項 毒物・劇物取扱い施設の応急措置</p> 	<p>部署名の変更（下水道課に）</p>
<p>震災編 第3部 第11章 第1節 第2項 P149</p>	<p>第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第1節 飲料水の供給（環境安全部・多摩水道改革推進本部） 第2項 応急給水用資器材 応急給水用資器材は次のとおりである。 給水タンク 1m³ 17基（1基・都水道局） 軽量容器（ポリタンク） 200 135個（都水道局） 無線施設 車載用 3台（環境安全部上下水道課） 仮設給水器具 28組 エンジンポンプ 6台 自動給水分配装置 4基 環境安全部が必要とするその他の資器材は、隣接市町、都及び社団法人日本水道協会へ応援を要請し、必要な給水資器材の調達を図り、逐次被害状況により、各浄水所へ供給する。</p>	<p>第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第1節 飲料水の供給（環境安全部・多摩水道改革推進本部） 第2項 応急給水用資器材 応急給水用資器材は次のとおりである。 給水タンク 1m³ 17基（1基・都水道局） 軽量容器（ポリタンク） 200 135個（都水道局） 無線施設 車載用 3台（環境安全部下水道課） 仮設給水器具 28組 エンジンポンプ 6台 自動給水分配装置 4基 環境安全部が必要とするその他の資器材は、隣接市町、都及び社団法人日本水道協会へ応援を要請し、必要な給水資器材の調達を図り、逐次被害状況により、各浄水所へ供給する。</p>	<p>部署名の変更（下水道課に）</p>
<p>第2節 第2項 P150</p>	<p>第2節 食料の供給（福祉保健部・市民生活部） 第2項 食品集積地及び輸送拠点 市役所の北庁舎駐車場及び（仮称）水防防災ステーション（平成21年度完成）を食品の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、都福祉保健局に連絡しておく。</p>	<p>第2節 食料の供給（福祉保健部・市民生活部） 第2項 食品集積地及び輸送拠点 水防・防災ステーション及び市役所の北庁舎駐車場を食品の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、都福祉保健局に連絡しておく。</p>	<p>水防・防災ステーションの表記修正</p>

<p>第3節 第1項 P151</p>	<p>第3節 生活必需品等の供給（福祉保健部・市民生活部） 第1項 生活必需品等の備蓄、調達体制 5 市の緊急物資の保管場所は、市役所北庁舎駐車場及び（仮称）水防防災ステーションとする（平成21年度完成予定）とする。また、避難所として指定した小・中学校の余裕教室等を活用するなどし、分散して備蓄を進めるよう努める。</p>	<p>第3節 生活必需品等の供給（福祉保健部・市民生活部） 第1項 生活必需品等の備蓄、調達体制 5 市の緊急物資の保管場所は、水防・防災ステーション及び市役所の北庁舎駐車場市役所北庁舎駐車場とする。また、避難所として指定した小・中学校の余裕教室等を活用するなどし、分散して備蓄を進めるよう努める。</p>	<p>水防・防災ステーションの表記修正</p>
-----------------------------	---	---	-------------------------

府中市地域防災計画修正案 新旧対照表

頁	現行	修正案	修正理由
風水害編 第2部 第1章 第1節 第1項 P14	第1章 水害予防対策 第1節 洪水対策 第1項 河川防災計画（都市整備部） 1 現況 <u>(8) 水防防災ステーション（仮称）</u> <u>水防活動の充実を図るため、市内東部地区に水防防災ステーション（仮称）の整備を進め、災害時の活用だけでなく、平常時の活用方法についても十分に配慮することとする。</u>		4章へ移動のため削除
風水害編 第2部 第4章 (新章)		第4章 応急活動拠点等の整備 第1節 活動庁舎等の整備 第1項 中央防災センターの整備 「災害対策の拠点施設」として、市災害対策本部の設置等の機能を有する中央防災センターを整備している。 1 施設機能 (1) 災害対策本部長室の設置 (2) 消防団本部室の設置 (3) 防災行政無線の設置 第2項 市庁舎の活用 市庁舎は、多数の職員が勤務しているため、災害時には重要な活動拠点になる。 1 本庁舎（東庁舎・西庁舎・北庁舎） 2 府中駅北第二庁舎 第3項 水防・防災ステーションの整備 水害時の現地指揮本部として、また支援物資等物流の拠点としての機能を有する水防・防災ステーションを整備している。 1 施設機能 (1) 現地指揮本部室の設置 (2) 防災機関待機室の設置 (3) 防災倉庫の設置 (4) 自家発電装置の設置 (5) 雨量計・百葉箱による観測 第4項 防災拠点の整備 1 防災センター（消防団分団） 2 矢崎町防災公園会議室 3 その他施設 保健センター、給食センター	章の追加
風水害編 第2部 第4章 第2節 第2項 P25	第4章 防災行動力の向上 第2節 防災訓練の充実（各機関） 第2項 水防訓練 4 訓練項目 (2) <u>召集</u> 及び部隊編成訓練	第5章 防災行動力の向上 第2節 防災訓練の充実（各機関） 第2項 水防訓練 4 訓練項目 (2) <u>招集</u> 及び部隊編成訓練	文言の修正
P30 P33 P35	第5章 ボランティアとの連携 第6章 調査研究 第7章 風水害応急対策用資器材の整備	第6章 ボランティアとの連携 第7章 調査研究 第8章 風水害応急対策用資器材の整備	章番号の変更

府中市地域防災計画修正案 新旧対照表

頁	現行	修正案	修正理由									
<p>風水害編 第3部 第1章 第1節 第1項 P39</p>		<p>第3部 災害応急対策計画 第1章 応急活動態勢 第1節 市職員の初動態勢（各部） 第1項 風水害警報発令による水防応急対策室の設置 環境安全部長は、気象庁または関東地方整備局が風水害に関する警報、注意報を発令発表し、またはこれに類する状況にいたった場合には、発災初期の風水害応急対策を円滑に行うために災害対策本部の設置を待たずに水防応急対策室を設置する。</p> <p>1 組織 水防応急対策室は、環境安全部防災課及び関係部課をもって組織する。 組織の構成及び運営については別に定める要領によるものとする。</p> <p>2 非常招集命令 (1) 環境安全部長は、水防応急対策室の設置の必要があると認めるときは、勤務時間外の職員に対し非常招集命令を発令する。 (2) 非常招集命令は、警戒態勢以上の状況かつ別に定める要領に示す基準に達したときをもって発令されたものとする。</p> <p>3 水防応急対策室の態勢の種別</p> <table border="1" data-bbox="1472 800 2362 1486"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令時期</th> <th>態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡態勢</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・台風の進路が関東地方に予想され、府中市に大雨、洪水、強風 注意報が発表されたとき ・多摩北部地方に大雨、洪水、暴風 警報が発表され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき ・その他状況により、環境安全部防災課長が必要と認めるとき </td> <td>情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて警戒態勢の指示連絡が行える態勢</td> </tr> <tr> <td>警戒態勢</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・台風が関東地方に接近又は上陸し、東京地方に大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき ・府中市に大雨、洪水、その他の警報が発表されたとき ・水防警報が発表されたとき ・その他の状況により、環境安全部長が必要と認めるとき </td> <td>災害の観測警戒を行える態勢。 災害が起きたとき直ちに対応できる態勢。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令時期	態勢	情報連絡態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の進路が関東地方に予想され、府中市に大雨、洪水、強風 注意報が発表されたとき ・多摩北部地方に大雨、洪水、暴風 警報が発表され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき ・その他状況により、環境安全部防災課長が必要と認めるとき 	情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて警戒態勢の指示連絡が行える態勢	警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が関東地方に接近又は上陸し、東京地方に大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき ・府中市に大雨、洪水、その他の警報が発表されたとき ・水防警報が発表されたとき ・その他の状況により、環境安全部長が必要と認めるとき 	災害の観測警戒を行える態勢。 災害が起きたとき直ちに対応できる態勢。	<p>初動態勢の順序の入れ替え 態勢の変更</p>
種別	発令時期	態勢										
情報連絡態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の進路が関東地方に予想され、府中市に大雨、洪水、強風 注意報が発表されたとき ・多摩北部地方に大雨、洪水、暴風 警報が発表され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき ・その他状況により、環境安全部防災課長が必要と認めるとき 	情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて警戒態勢の指示連絡が行える態勢										
警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が関東地方に接近又は上陸し、東京地方に大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき ・府中市に大雨、洪水、その他の警報が発表されたとき ・水防警報が発表されたとき ・その他の状況により、環境安全部長が必要と認めるとき 	災害の観測警戒を行える態勢。 災害が起きたとき直ちに対応できる態勢。										

<p>風水害編 第3部 第1章 第1節 第1項 P39</p>		<p>(1) 情報の収集及び応急対策については、府中消防署、府中警察署、府中市消防団及び関係防災機関と連携を図り、市防災課と各機関相互の情報の共有化を図る。 (2) 環境安全部長は、必要と認めるときは、市関係部課に出動または職員の待機を要請するとともに関係防災機関と連絡調整し、情報連絡のため職員の派遣を求めるものとする。 水防応急対策室運営要領や出動基準については、資料編174ページの資料62を参照。 4 府中市消防団の活動 府中市消防団は、府中消防署に東京消防庁水防第二非常配備態勢が発令された以降、別に定める要綱に基づき活動する。 環境安全部防災課長は、風水害に対する警戒及び応急救援のため緊急に必要と認めるときは消防団に協力を求めるものとする。</p>	
<p>風水害編 第3部 第1章 第1節 第1項 P39</p>	<p>第1節 府中市災害対策本部の設置及び運営（各部） 第1項 市災害対策本部設置及び廃止 1 市災害対策本部の設置 2 市本部設置の通知 (1) 市長は市本部を設置したときは、環境安全部長を通じ、<u>その旨を都知事及び、次に掲げるもののうち必要と認めた者に、市本部の設置を通知しなければならない。</u> ア 本部員 イ 都知事（総務局総合防災部防災対策課） ウ 警視庁府中警察署長 エ 東京消防庁府中消防署長 オ 府中市消防団長 カ 関係防災機関の長又は代表者 (2) 本部員は、上記2、(1)の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。 (3) <u>広報課長</u>は、市本部が設置されたときは、その旨を市民や報道機関に発表しなければならない。</p>	<p>第2節 府中市災害対策本部の設置及び運営（各部） 第1項 市災害対策本部設置及び廃止 1 市災害対策本部の設置 (4) <u>本部長室の設置場所は中央防災センターとする。</u> 2 市本部設置の通知 (1) 市長は市本部を設置したときは、環境安全部長を通じ、次に掲げるもののうち必要と認めた者に、市本部の設置を通知しなければならない。 ア <u>副本部長</u>、本部員 イ 都知事（総務局総合防災部防災対策課） ウ 警視庁府中警察署長 エ 東京消防庁府中消防署長 オ 府中市消防団長 カ 関係防災機関の長又は代表者 (2) 本部員は、上記2、(1)の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。 (3) <u>政策総務部広報課長</u>は、市本部が設置されたときは、その旨を市民や報道機関に発表しなければならない。</p>	<p>項番号の変更 中央防災センター設置に伴う本部長室設置先の明記。 通知先の整理</p>
<p>P40</p>	<p>3 本部標示の掲出 市本部が設置された場合は、<u>市役所</u>に「府中市災害対策本部」の標示を掲出する。</p>	<p>3 本部標示の掲出 市本部が設置された場合は、<u>設置場所</u>に「府中市災害対策本部」の標示を掲出する。</p>	<p>文言の修正</p>
<p>P40</p>	<p>第5項 本部連絡員・本部派遣員 2 環境安全部長は、本部長室又は指定した場所に、本部連絡員を<u>召集</u>することができる。</p>	<p>第5項 本部連絡員・本部派遣員 2 環境安全部長は、本部長室又は指定した場所に、本部連絡員を<u>招集</u>することができる。</p>	<p>文言の修正</p>
		<p>第6項 本部応援員 1 市本部における環境安全部防災課の業務を支援するため、市職員の中から本部応援員を指名する。名簿は別に定める。 2 本部応援員は、市本部が設置された場合、速やかに中央防災センターに参集し、所定の活動を行う。</p>	<p>中央防災センター移転に伴う初動要員の追加</p>

P41	<p>第6項 災害救助法の救助事務</p> <p>第7項 活動態勢</p> <p>1 市は、市本部を、本章第1項により市庁舎に設置した場合、市本部長及び災害応急対策に従事する職員を配置する。</p> <p>2 市本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、本部が設置された場合に準じて処理する。この場合、本編において「市本部長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>5 市は、市庁舎が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、矢崎町防災倉庫会議室を予備施設とする。</p>	<p>第7項 災害救助法の救助事務</p> <p>第8項 活動態勢</p> <p>1 市は、市本部を、本節第1項により設置した場合、市本部長及び災害応急対策に従事する職員を配置する。</p> <p>2 市本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、第1節の応急活動態勢のほかは、本部が設置された場合に準じて処理する。この場合、本編において「市本部長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>5 市内に水害が発生した場合、市本部長は、必要に応じて、水防・防災ステーション、矢崎町防災公園会議室に現地指揮本部を置く。</p>	<p>項番の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>市庁舎の削除</p> <p>水防・防災ステーションの機能に修正</p>
-----	---	--	--

第2節 市職員の初動態勢（各部）
第1項 市本部の非常配備態勢
 市長は、平日の勤務時間において、気象情報等により風水害等の災害が発生するおそれがあると認めたとき、または発生した場合、水防非常配備態勢を発令する。非常配備態勢は、市本部運営要領に基づき第一から第三非常配備態勢とする。

1 水防非常配備態勢の種別
(1) 水防第一非常配備態勢
ア 時期
 第一非常配備態勢は、台風の進路が東京地方に予想されるとき、または多摩北部地方に集中豪雨その他の注意報が発令され、相当の被害の発生が予想されるとき、または発生したとき、市本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。

イ 態勢
 第一非常配備態勢が発令された場合、市職員は水防その他風水害の発生を抑制するための措置を強化し、災害対応に必要な準備を開始する。

(2) 水防第二非常配備態勢
ア 時期
 第二非常配備態勢は、台風が東京地方に接近し、東京地方または多摩北部に暴風警報、大雨警報若しくは洪水警報いずれかが発表され、かつ被害の発生が予測されるときまたは被害が発生したとき市本部長が必要と認めたとき発令する。

イ 態勢
 市の地域についての風水害に直ちに対処できる態勢とする。また、避難の勧告等の発令に備え、応急避難所を確保するとともに、開設にあたっての準備を行う。

(3) 水防第三非常配備態勢
ア 時期
 第三非常配備態勢は、台風が東京地方に上陸し、東京地方または多摩北部地方に暴風警報、大雨警報若しくは洪水警報のいずれかが発表され、人命の危険が切迫しその他の状況により市本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。

イ 態勢
 市本部長が発する避難の勧告、指示に迅速に対応できる態勢とする。

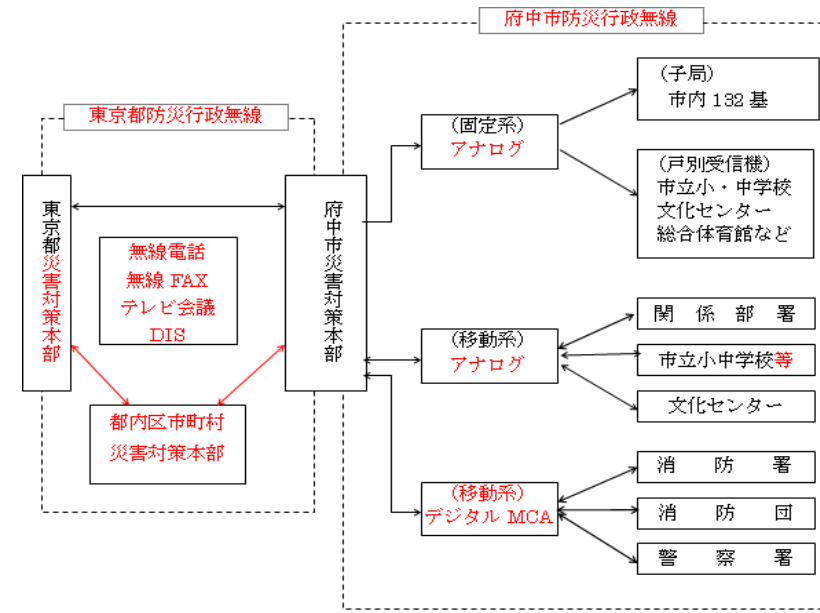
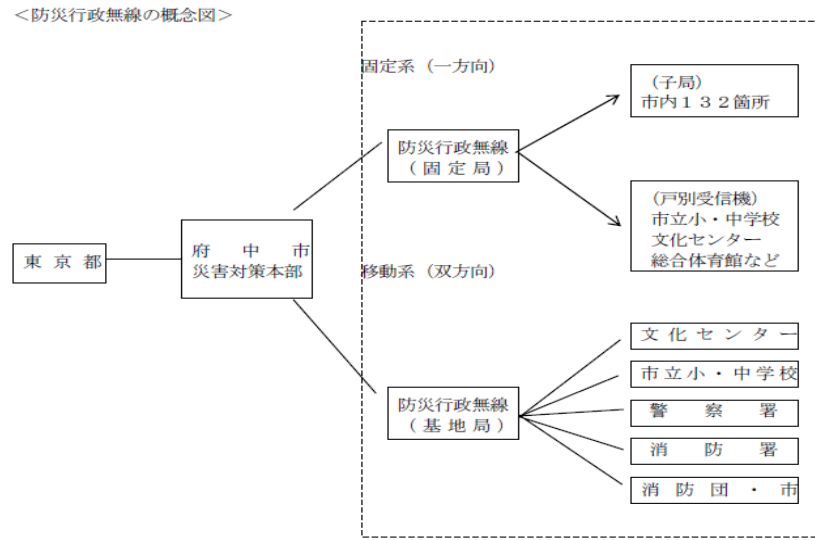
第3節 市本部の非常配備態勢
 市本部長は、風水害の状況により非常配備態勢を発令する。

1 非常配備態勢の種別

種別	発令時期	態勢
第一非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の進路が関東地方に予想され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき ・多摩北部地方に大雨、洪水、暴風警報が発表され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき ・その他状況により、環境安全部防災課長が必要と認めるとき 	被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢
第二非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が関東地方に接近又は上陸し、東京地方に大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき ・府中市に大雨、洪水、その他の警報が発表されたとき ・水防警報が発表されたとき。 その他の状況により、環境安全部長が必要と認めるとき 	第一次非常配備態勢を強化するとともに、災害の観測警戒を行える態勢 災害が起きたとき直ちに対処できる態勢。
第三非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・関東地方に台風が上陸し、府中市に暴風警報が発表されたとき ・市内の複数箇所において小規模な災害が発生されると予想される場合若しくは発生した場合 ・多摩川のはん濫危険水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・北多摩1号水再生センターの水門閉鎖に係る連絡があったとき ・その他の状況により、本部長が必要と認めるとき 	市の地域の災害に直ちに対処できる態勢
第四非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が拡大し、第三非常配備態勢では対処できない場合 ・洪水被害の発生危険 ・人命危険の切迫 ・多摩川が計画高水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・その他の状況により、本部長が必要と認めるとき 	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢

<p>風水害編 第3部 第1章 第2節 第2項 P42</p>	<p><u>第2項 風水害警報発令による水防応急対策室の設置</u> 市長は、休日夜間等の勤務時間外において、気象庁または関東地方局が風水害に関する警報を発令し、またはこれに類する状況にいたった場合には、発災初期の風水害応急対策を円滑に行うために災害対策本部の設置を待たずに水防応急対策室を設置する。</p> <p>1 組織 水防応急対策室は、環境安全部防災課及び関係部課をもって組織する。 組織の構成及び運営については別に定める要領によるものとする。</p> <p>2 非常召集命令 (1) 環境安全部長は、前(1)による災害応急対策室の設置の必要があると認めるときは、勤務時間外の職員に対し非常召集命令を発令する。 (2) 非常召集命令は、第二水防非常配備態勢以上の状況かつ別に定める要領に示す基準に達したときをもって発令されたものとする。</p> <p>3 府中市消防団の活動 府中市消防団は、第二非常配備態勢の発令以降、別に定める要綱に基づき活動する。 防災課長は、風水害に対する警戒及び応急救援のため緊急に必要と認めるときは消防団に協力を求めるものとする。</p> <p>4 責務 (1) 市役所に出動し風水害警報等情報連絡態勢を設けるとともに、風水害が発生した場合の応急対策に備える。 (2) 情報の収集及び応急対策については、府中消防署、府中警察署、府中市消防団及び関係防災機関と連携を図り、市防災課と各機関相互の情報の共有化を図る。 (3) 環境安全部長は、必要と認めるときは、市関係部課に出動または職員の待機を要請するとともに関係防災機関と連絡調整し、情報連絡のため職員の派遣を求めるものとする。 水防応急対策室運営要領や出動基準については、資料編174ページの資料62を参照。</p>	<p>2 非常配備態勢の特例 市本部長は、風水害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。</p> <p>3 府中市消防団の活動 府中市消防団は、別に定める要綱に基づき活動する。</p> <p>4 非常配備態勢の伝達 環境安全部長は、非常配備態勢が発令された場合は、各部長に連絡するものとする。</p> <p>5 職員の動員 非常配備態勢別の動員表及び出動基準等は別に定める。</p>	
<p>風水害編 第3部 第2章 第1節 第2項 P46</p>	<p>第2章 情報の収集と伝達 第1節 情報連絡体制（環境安全部） 第2項 主な通信施設等の整備 1 防災行政無線 <u>防災行政無線（電話・ファクシミリ・データ通信・画像通信）により市と都の通信連絡態勢を確立している。</u> <u>市における各防災機関及び主要施設等との通信は防災行政無線を基幹としたものとなっている。（概念図参照）</u></p> <p><整備状況></p> <div data-bbox="371 1417 1320 1591" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>固定系 132基 なお、指定避難所となる小・中学校及び文化センター等には、防災行政無線戸別受信機を設置する。 移動系 制御器 14基 160基</p> </div>	<p>第2章 情報の収集と伝達 第1節 情報連絡体制（環境安全部） 第2項 主な通信施設等の整備 1 防災行政無線 東京都防災行政無線（電話・ファクシミリ・データ通信・画像通信）により市と都及び都内区市町村との通信連絡態勢を確立している。 府中市防災行政無線は、固定系が避難所等市内各所への一斉放送体制を、移動系が市における各防災機関及び主要施設等との通信態勢を確立している。（概念図参照）</p> <p><整備状況></p> <div data-bbox="1439 1417 2389 1663" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>固定系 子局 133基 なお、指定避難所となる小・中学校及び文化センター等には、防災行政無線戸別受信機を設置する。 移動系 アナログ 制御器 14基 移動局 160基 デジタルMCA 基地局 1局 移動局 49局</p> </div>	<p>無線内容の修正</p> <p>MCAの追加</p>

風水害編
第3部
第2章
第1節
第2項
P47



概念図の修正

P47

2 緊急連絡システム
消防署から緊急時に発する指令によりサイレンを吹き鳴らす連絡網で、各18分団及び防災センターと直結する。また、緊急情報の内容をファックスにより各分団に通信するシステムとなっている。

3 携帯電話等
情報収集と伝達を確実なものとするためには、通信手段の多重化を進めていく必要があるため、携帯電話やインターネット等、様々な通信手段の導入整備を図る。
また、携帯電話被害情報システムの活用についても検討する。

2 消防団緊急メール配信システム
消防団員の安否確認や参集指令の伝達等を円滑にするため、携帯電話端末による緊急メール配信システムを導入している。

3 緊急参集システム
市本部員等の安否確認や参集指令の伝達等を円滑にするため、携帯電話端末による緊急参集システムを導入している。

システム変更による修正
職員参集システムの導入による修正

風水害編
第3部
第2章
第2節
第2項
P50

第2節 災害情報の収集と伝達
第2項 情報の収集と伝達
1 収集と伝達態勢
(1) 市における情報連絡
ア 市本部設置前の情報の収集と伝達態勢
特別非常配備態勢により被害情報の収集と伝達を行う。
イ 市本部設置後
非常配備態勢による市本部設置後は、市本部運営要領に定める本部連絡員が連絡責任者となる。各部の収集と伝達する情報は2のとおり。
市本部が設置された場合の情報受発センターは、市役所1階市民談話室に設ける本部長室とし、各機関との情報連絡を行う。

第2節 災害情報の収集と伝達
第2項 情報の収集と伝達
1 収集と伝達態勢
(1) 市における情報連絡
ア 市本部設置前の情報の収集と伝達態勢
水防応急対策室における情報連絡態勢・警戒態勢により被害情報の収集と伝達を行う。
イ 市本部設置後
非常配備態勢による市本部設置後は、市本部運営要領に定める本部連絡員が連絡責任者となる。各部の収集と伝達する情報は2のとおり。
市本部が設置された場合の情報受発センターは、中央防災センターに設け、各機関との情報連絡を行う。

情報受発センターの設置場所を、市庁舎から中央防災センターに変更

第3節
第2項
P52

第3節 被害状況の調査報告
第2項 被害状況の調査報告
<被害状況の調査報告>

第3節 被害状況の調査報告
第2項 被害状況の調査報告
<被害状況の調査報告>

報告先の修正
報告をDISによるものと明記

機関名	
市	<p>1 調査報告体制の整備 被害状況の迅速かつ的確な把握をするため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備する。</p> <p>(1) 地域別及び被害の種別ごと等に、調査報告責任者をあらかじめ定めておく。 なお、自主防災組織等の協力体制の確保についても定めておく。</p> <p>(2) 調査用紙及び報告用紙の事前配布及び調査要領の作成周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。</p> <p>(3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。</p> <p>2 被害状況の報告</p> <p>災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで被害状況等について、都（都に報告できない場合にあつては、<u>内閣総理大臣</u>）に報告する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>国への連絡先</u> <u>電話 03-5574-0119 (FAX03-5574-0190)</u> <u>消防防災無線 6060 (FAX6069)</u> <u>地域衛星通信ネットワーク</u> <u>T N-048-500-6060 (FAX T N-048-500-6069)</u></p> </div> <p>報告すべき事項</p> <p><u>(1) 災害の原因</u></p> <p><u>(2) 災害が発生した日時</u></p> <p><u>(3) 災害が発生した場所又は地域</u></p> <p><u>(4) 被害状況</u></p> <p><u>ア 人的被害に関する事項</u></p> <p><u>イ 住家の被害に関する事項</u></p> <p><u>ウ 非住家の被害に関する事項</u></p> <p><u>エ 田畑の被害に関する事項</u></p> <p><u>オ その他被害に関する事項</u></p> <p><u>カ リ災者に関する事項</u></p> <p><u>キ 被害額に関する事項</u></p> <p><u>(5) 災害対策及び災害応急対策について、既にとった措置及び今後とろうとする措置</u></p> <p><u>(6) 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類</u></p>

機関名	
市	<p>1 調査報告体制の整備 被害状況の迅速かつ的確な把握をするため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備する。</p> <p>(1) 地域別及び被害の種別ごと等に、調査報告責任者をあらかじめ定めておく。 なお、自主防災組織等の協力体制の確保についても定めておく。</p> <p>(2) 調査用紙及び報告用紙の事前配布及び調査要領の作成周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。</p> <p>(3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。</p> <p>2 被害状況の報告</p> <p>災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで被害状況等について、都（都に報告できない場合にあつては、<u>総務省消防庁</u>）に報告する。</p> <p>報告様式は、<u>火災・災害等即報要領（総務省消防庁通知）</u>による。都への報告は原則<u>東京都災害情報システム（DIS）</u>を通じて行う。</p>

第5項 府中消防署における災害時の通信連絡事務
1 市災害対策本部との連絡
市役所と府中消防署間は、加入電話・市防災行政無線の途絶に備え、連絡員を派遣し、その者が携行する携帯型移動無線による通信を確保する。

第5項 府中消防署における災害時の通信連絡事務
1 市災害対策本部との連絡
市本部と府中消防署間は、中央防災センターを通じて、情報伝達を行う。

通信手段の電話・無線を削除（市本部と署が合築になるため）

<p>風水害編 第3部 第10章 第1節 第2項 P94</p>	<p>第10章 避難計画 第1節 避難態勢（環境安全部・市民生活部・都市整備部・府中警察署・府中消防署・府中市消防団） 第2項 避難勧告等の判断基準</p> <table border="1" data-bbox="424 300 1291 667"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備 （要援護者避難情報）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 </td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	住民に求める行動	避難準備 （要援護者避難情報）	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<p>第10章 避難計画 第1節 避難態勢（環境安全部・市民生活部・都市整備部・府中警察署・府中市消防署・府中市消防団） 第2項 避難勧告等の判断基準</p> <table border="1" data-bbox="1469 289 2353 667"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備 情報 （要援護者避難情報）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 </td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	住民に求める行動	避難準備 情報 （要援護者避難情報）	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<p>文言の修正</p>
	発令時の状況	住民に求める行動													
避難準備 （要援護者避難情報）	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 													
	発令時の状況	住民に求める行動													
避難準備 情報 （要援護者避難情報）	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 													
<p>風水害編 第3部 第11章 第2節 第2項 P106</p>	<p>第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第2節 食料の供給（福祉保健部・市民生活部） 第2項 食品集積地及び輸送拠点 市役所の北庁舎駐車場及び（仮称）水防防災ステーション（平成21年度完成）を食品の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、都福祉保健局に連絡しておく。</p>	<p>第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第2節 食料の供給（福祉保健部・市民生活部） 第2項 食品集積地及び輸送拠点 市役所の北庁舎駐車場及び水防・防災ステーションを食品の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、都福祉保健局に連絡しておく。</p>	<p>水防・防災ステーションの表記修正</p>												
<p>第3節 第1項 P107</p>	<p>第3節 生活必需品等の供給（福祉保健部・市民生活部） 第1項 生活必需品等の備蓄、調達体制 5 市の緊急物資の保管場所は、市役所北庁舎駐車場及び（仮称）水防防災ステーションとする（平成21年度完成予定）とする。また、避難所として指定した小・中学校の余裕協室等を活用するなどし、分散して備蓄を進めるよう努める。</p>	<p>第3節 生活必需品等の供給（福祉保健部・市民生活部） 第1項 生活必需品等の備蓄、調達体制 5 市の緊急物資の集積保管場所は、市役所北庁舎駐車場及び水防・防災ステーションとする。また、避難所として指定した小・中学校の余裕教室等を活用するなどし、分散して備蓄を進めるよう努める。</p>	<p>水防・防災ステーションの表記修正 語句修正</p>												

府中市水防応急対策室運営要領 別表 1

水防応急対策室の活動及び出動基準				
態 勢	発 令 基 準	職 員 態 勢		活 動 内 容
水防第一 非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の進路が関東地方に予想されるとき、または多摩北部地方に集中豪雨その他の注意報が発表され、相当の被害の発生が予想されるとき。 	平日（勤務時間内）	休日夜間（勤務時間外）	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署等関係機関との連絡調整 ・気象に関する情報収集
		<ul style="list-style-type: none"> ・風水害の発生を抑制するための措置の強化 ・災害対応の準備の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 招集待機 ・気象に関する情報収集 ・可能な限り自宅待機 ・出動の準備 	
水防第二 非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が関東地方に接近 ・東京地方または多摩北部に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかの発表 ・環境安全部長が必要とみとめるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防応急対策室の設置 ・監視警戒準備（防災課） ・消防団本団対応 	<ul style="list-style-type: none"> 非常招集 ・環境安全部長が必要と認める部課 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防応急対策室の開設 ・関係部署・機関への連絡 ・消防団対応 ・水防関係情報の収集 ・巡回警戒の実施 ・水防被害に対する応急対応 ・避難所の開設準備 ・関係各課への応援要請 ・風水害に関する情報の提供
水防第三 非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・関東地方への台風の上陸 ・東京地方または多摩北部に暴風警報、大雨警報、洪水警報の発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部の設置準備 ・監視警戒、多摩川増水情報の収集 ・市内の被害通報に対する応急対応 ・避難所の開設準備 ・消防署との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の態勢に準じた対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設準備 ・避難の勧告・指示がだされた場合の備え ・避難誘導の準備 ・その他第二非常配備態勢に準じた活動
市災害対策本部 の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水被害の発生危険 ・人命危険の切迫 ・洪水危険水位への到達 ・災害対策本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示に対する備え ・避難所の開設・避難住民の受入れ準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策室の廃止 ・市災害対策本部運営要領に基づく活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への連絡 ・避難の勧告・指示の伝達 ・住民の避難誘導 ・避難者対応

水防応急対策室の活動及び非常配備態勢時における職員態勢並びに活動内容				
態 勢	発 令 基 準	職 員 態 勢		活 動 内 容
情報連絡態勢 (第一非常配備態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の進路が関東地方に予想され、府中市に大雨・洪水・強風注意報が発表されたとき ・多摩北部地方に大雨・洪水警報が発表され、府中市に大雨・洪水注意報が発表されたとき ・その他状況により、環境安全部防災課長が必要と認めるとき 	平日（勤務時間内）	休日夜間（勤務時間外）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都との連絡調整 ・関係部課との連絡調整 ・消防署との連絡調整 ・気象に関する情報収集
		<ul style="list-style-type: none"> ・防災課員による情報連絡態勢 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災課当番職員の出勤 ・可能な限り自宅待機 ・出動の準備 	
警戒態勢 (第二非常配備態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の進路が関東地方に接近し、東京地方に暴風警報が発表されたとき ・府中市に大雨、洪水、その他の警報が発表されたとき ・水防警報が発表されたとき ・その他状況により、環境安全部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災課員、関係各課による警戒態勢 	<u>非常召集</u> <ul style="list-style-type: none"> ・防災課の管理職を含む指定職員 ・環境安全部長が必要と認める部課の指定職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団対応 ・水防に関する情報の収集 ・監視警戒の準備 ・風水害に対する応急対応 ・関係各課への応援要請 ・風水害に関する情報の提供 ・その他水防第一非常配備態勢に準じた活動
第三非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・関東地方に台風が上陸したとき ・市内の複数個所において※<u>小規模な災害</u>が発生されると予想される場合若しくは発生したとき ・はん濫危険水位（石原 5.30m）を越え、更に水位の上昇が見込まれるとき ・北多摩 1 号水再生センターの水門閉鎖に係る連絡があったとき ・その他の状況により市本部長が必要と認めるとき 	平日（勤務時間内）	休日夜間（勤務時間外）	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への連絡調整 ・監視警戒、多摩川水位監視 ・避難勧告・指示の判断予測及び発令準備 ・その他水防第二非常配備態勢に準じた活動
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部による監視警戒態勢（災害対策本部員、連絡員、本部応援員、防災課全職員） ・市本部長が必要と認める部課の全職員による、被害通報に対する応急態勢 	<u>非常召集</u> <ul style="list-style-type: none"> ・防災課の全職員 ・災害対策本部員及び連絡員 ・本部応援員 ・市本部長が必要と認める部課の全職員 	
第四非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が拡大し、第三非常配備態勢では対処できない場合 ・洪水被害の発生危険 ・人命危険の切迫 ・計画高水位（石原 5.94m）を越え、更に水位の上昇が見込まれるとき ・その他状況により市本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の態勢に準じた対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・都及び関係機関への連絡調整 ・避難勧告・指示の発令及び伝達 ・避難所の開設準備 ・避難住民の受入準備 ・住民の避難誘導 ・その他水防第三非常配備態勢に準じた活動

※ 小規模な災害とは、道路冠水、地下・半地下浸水、下水の逆流、強風による倒木などをいう。